

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成27年6月16日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500061 号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1500030 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 16 年 7 月 15 日及び平成 16 年 12 月 17 日の標準賞与額を 8 万円及び 10 万円に訂正することが必要である。

平成 16 年 7 月 15 日及び平成 16 年 12 月 17 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 16 年 7 月 15 日及び平成 16 年 12 月 17 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求内容の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 16 年 7 月
② 平成 16 年 12 月

請求期間①及び②に係る賞与記録が無いが、当該期間において賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、年金額に反映されるように記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳の写しにより、請求者は、請求期間①及び②に係る賞与を A 社から支給されたことが確認できる。

また、A 社において厚生年金保険の被保険者であった同僚が所持する賞与明細書により、当該同僚は、請求期間①及び②において賞与を支給され、賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間①及び②において賞与を支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記預金通帳の写しに記載されている振込額、上記賞与明細書において確認できる賞与額及び厚生年金保険料額

から推認できる厚生年金保険料率により、請求期間①は8万円、請求期間②は10万円とすることが必要である。

さらに、請求期間①及び②に係る賞与の支給日については、上記預金通帳の写しにおける賞与振込日の記載から、請求期間①は平成16年7月15日、請求期間②は平成16年12月17日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成23年11月22日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主からも回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第1500053号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第1500031号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和43年12月16日から昭和44年1月1日に訂正し、昭和43年12月の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

昭和43年12月16日から昭和44年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、訂正請求記録の対象者に係る昭和43年12月16日から昭和44年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 被保険者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和43年12月16日から昭和44年1月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社における資格喪失日は昭和43年12月16日、A社B工場における資格取得日は昭和44年1月1日となっている。昭和43年12月に係る厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため、年金額に反映するよう訂正してほしい。

第3 判断の理由

訂正請求記録の対象者に係る雇用保険記録、訂正請求記録の対象者と同時期にA社からA社B工場に異動したこととなっている同僚の人事記録及び陳述から判断すると、訂正請求記録の対象者が昭和43年12月31日までA社に勤務していたことが認められるとともに、当該同僚が、「訂正請求記録の対象者も請求期間においても、それまでと同様に給与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたと思う。」と陳

述していることから、訂正請求記録の対象者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、A社における昭和 43 年 11 月のオンライン記録から、6 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 43 年 12 月について、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているが、昭和 43 年 12 月について事業主が保管している訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失年月日が昭和 43 年 12 月 16 日となっていることから、事業主から同日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、訂正請求記録の対象者の昭和 43 年 12 月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500015 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500032 号

第1 結論

請求期間平成 15 年 8 月及び平成 15 年 12 月について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ①平成 15 年 8 月
②平成 15 年 12 月

請求期間①及び②の賞与の記録が無いが、当該期間において賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、年金額に反映するように訂正してほしい。

第3 判断の理由

A 社は、請求期間①及び②の資料については、保存期限が経過したため廃棄処分されており、事業主が当該期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所 (当時) に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を控除したか否かについては不明と回答している。

また、A 社は、請求期間①及び②に係る賞与は勤務実績に応じて全員に支給していたと思うが、支給していた従業員の名簿などの資料が残っていないので分からないと陳述している上、請求者は、当該期間に係る賞与明細書及び当時の預金通帳を所持しておらず、金融機関は、請求者の当該期間に係る預金取引明細は保存されていないと陳述しており、B 市においても請求者の当該期間に係る市町村民税等の課税関係資料も保存されていないと陳述していることから、請求者の当該期間における賞与額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主より賞与から控除されていたことを認めることはできない。